

墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況

1 新型コロナウイルスの影響により中止となった事業（5事業）

（1）基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

	事業名	担当課・機関	事業内容
1	夏休み自然体験教室 （農山村生活体験事業） （資料4 P3）	地域教育支援課	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。
2	区民健康スポーツデー （資料4 P4）	スポーツ振興課	原則として10月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。
3	クリーンキャンペーン （資料4 P4）	すみだ清掃事務所	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。
4	学卒求人申込説明会 （資料4 P8）	経営支援課 ハローワーク墨田	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルール遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。

（2）基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

	事業名	担当課・機関	事業内容
1	すみだまつり・こどもまつり でのPR活動 （資料4 P12）	地域教育支援課	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動PRと意識啓発を図ります。

すみだまつり・こどもまつりは会場開催を中止したが、ポスターコンテスト表彰式及び親善大使の認定式は実施した。

2 令和3年度に事業内容等の変更があった事業（6事業）

（1）基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
1 幼保小中一貫教育の推進 (資料4 P2)	すみだ教育研究所	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	幼保小中一貫教育推進計画に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園、区立小・中学校の連携を推進し、中学校卒業までを見越した教育を全校種で意識し実践することで、学ぶ環境を整え確かな学力を育みます。	文言の整理のため、左記のとおり変更する。
2 子ども読書活動の推進 (資料4 P3)	ひきふね図書館	学校図書館の充実 小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。	学校図書館の充実 小中学校に学校司書要員を派遣し、学校図書館の活用推進を図ります。	実態として「配置」という文言が適切であるため、左記のとおり変更する。

（2）基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
1 地域福祉プラットフォーム事業 (資料4 P10)	厚生課 墨田区社会福祉協議会	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。(令和3年10月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目の3カ所で開設)	公的サービスだけでは対応することが難しい課題を解決するため、社会福祉協議会が行う住民同士の支え合い・助け合いや多様な主体の連携・協働のための「地域福祉プラットフォーム()」づくりを区が支援します。(平成30年10月現在、京島三丁目と石原四丁目の2カ所に開設)	実施主体の変更等のため、左記のとおり変更する。
2 【変更後】 子どもの居場所ネットワークづくり 【変更前】 すみだ食で繋がるネットワーク運営補助事業 (資料4 P10)	生活福祉課 墨田区社会福祉協議会	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ食で繋がるネットワーク」に対して補助金を交付し、地域食堂等(いわゆる子ども食堂)の情報交換会を実施します。	子どもの居場所づくりを行っている区内の団体活動目的が、地域づくりやコミュニティ強化・食育・防災・共働き支援等様々であり、墨田区社会福祉協議会が事務局となって、それぞれの活動に役立つ情報提供・共有を行うことで、連携を図っている。

(3) 基本方針 3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

事業名		担当課・機関	事業内容		変更理由等
			変更後	変更前	
1	教育相談事業 (資料 4 P13)	すみだ教育研究所	<p>幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。</p>	<p>幼児・児童・生徒や保護者が学校や家庭で直面するさまざまな問題に対して、専門的な視点からの改善・解決に向けた支援をするため、教育相談事業を実施します。また、来室できない方でも相談できるよう、ヤングテレフォン、親子電話相談なども行います。教育相談事業において早期改善・解決することで、子どもたちの健やかな育ちを支援します。</p>	<p>文言の整理のため、左記のとおり変更する。</p>
2	<p>【変更後】 ヤング相談コーナー等における他機関への紹介</p> <p>【変更前】 ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介 (資料 4 P15)</p>	ハローワーク墨田	<p>事業名の変更のみ、事業内容の変更はなし。 (参考：事業内容)</p> <p>34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。</p>	/	<p>事業名を「ヤング相談コーナー等における他機関への紹介」に変更する。</p> <p>保健センターへの紹介は、当所の専門援助第二部門（障害のある方への相談窓口）が必要に応じて行っているため、ヤング相談コーナー等とする。</p>